

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律 施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 改正理由

「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、以下のとおり省令改正を行うこととされたことを受け、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成 17 年総務省令第 43 号）の所要の改正を行うもの。

◎平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）
住民監査請求に係る職員措置請求書（施行規則 13 条）については、平成 29 年度中に省令を改正し、施行規則別記様式における職業の記載を削除する。

2. 改正の概要

①住民監査請求に係る職員措置請求書様式等の改正

地方自治法施行規則別記様式に規定される職員措置請求書様式、条例制定（改廃）請求書様式及び事務監査請求書様式について、職業の記載を削除する（地方自治法施行規則別記様式第 9 条関係、第 13 条関係、第 17 条の 9 関係、第 17 条の 14 関係）。

②合併協議会設置請求書様式等の改正

市町村の合併の特例に関する法律施行規則に規定される合併協議会設置請求書様式、投票実施請求書様式、合併協議会設置同一請求書様式、合併特例区の長に関する措置請求書様式について、職業の記載を削除する（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第 1 号様式、第 8 号様式、第 11 号様式、第 13 号様式）。

3. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日